

# 鹿児島県後期高齢者医療広域連合 地球温暖化対策実行計画

(令和6年度～令和10年度)

令和6年3月

鹿児島県後期高齢者医療広域連合

## 目次

第1章	実行計画策定の背景	1
第2章	基本的事項	
1	計画の目的	2
2	対象とする範囲	2
3	対象とする温室効果ガス	2
4	計画期間	2
第3章	温室効果ガスの排出状況	
1	「温室効果ガス総排出量」の算定方法	2
2	「温室効果ガス総排出量」の状況	3
第4章	温室効果ガス排出削減目標	3
第5章	目標設定に向けた取り組み	3
第6章	計画の推進と進捗状況の公表	
1	推進体制	5
2	点検・評価・見直し体制	6
3	進捗状況の公表	6

## 第1章 実行計画策定の背景

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量の人為的な増加であるとされています。

近年、世界的に、平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水温の上昇などが起こっています。日本においても平均気温の上昇、大雨、台風等による被害の甚大化、動植物の分布域の変化などが起こっています。個々の気象災害と地球温暖化との関係を明らかにすることは難しいですが、地球温暖化の進行に伴い、豪雨や猛暑のリスクが高まることが予測されており、地球温暖化は人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとなっています。

地球温暖化対策を巡る国際的な動きとしては、2015年にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、「パリ協定」が採択され、世界共通の長期目標として、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して2℃未満に抑え、1.5℃に気温上昇を抑制する努力目標を規定し、すべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新することが定められました。

また、2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」において、世界全体の平均気温の上昇を1.5℃の水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub>排出量が2050年頃までに正味ゼロとなることの必要性について報告されました。

日本においては、パリ協定の目標等を踏まえ、2016年に地球温暖化対策計画を閣議決定、2020年に2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル宣言を行いました。翌2021年には地球温暖化対策推進本部において、中期目標として、2030年度の温室効果ガスの削減目標として2013年度比46%削減することが表明されました。

なお、地球温暖化対策計画において、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

このような状況を踏まえ、鹿児島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）においても、積極的に地球温暖化対策に取り組むため、平成30年に「鹿児島県後期高齢者医療広域連合地球温暖化対策実行計画」を策定し、対策に取り組んできました。この度、計画の計画期間が令和5年度で終了することから、引き続き対策に取り組むため、令和6年度を初年度とする新たな計画を策定しました。

## 第2章 基本的事項

### 1 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、広域連合の事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

### 2 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、広域連合の全ての事務及び事業とします。

なお、広域連合から外部機関への委託等により実施するものについては、対象範囲外としますが、可能な限り受託者等に対し、本計画の趣旨に沿った必要な措置を講じるよう要請するものとします。

### 3 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定する物質のうち、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)とします。また、当広域連合の事務所の電気使用料は同フロアにおいて他団体等との集中管理をしており、当該事務所の使用量が算出できないため、当面、自動車の走行から発生する温室効果ガスを対象とします。

### 4 計画期間

本計画は、令和6年度から令和10年度の5年間を計画期間とします。

なお、計画内容及び計画期間は、実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

## 第3章 温室効果ガスの排出状況

### 1 「温室効果ガス総排出量」の算定方法

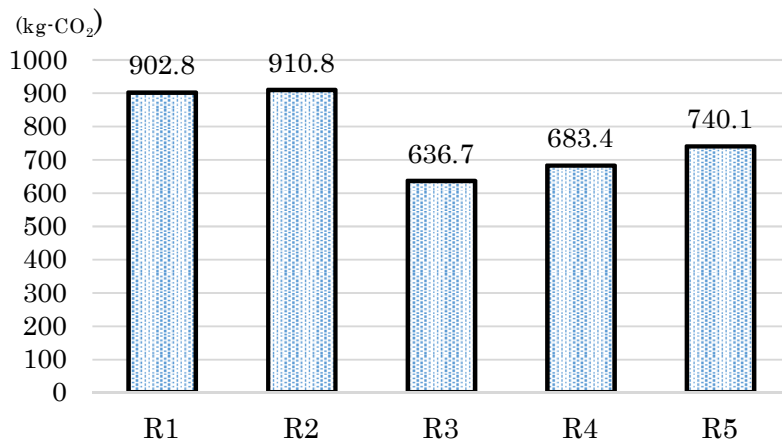
「温室効果ガス総排出量」は、温室効果ガスの排出につながる活動の活動量に、地球温暖化対策推進法施行令で定められた排出係数及び地球温暖化係数を乗じ、それらを合算することにより算定します。

【温室効果ガス排出量の算定のための計算式】

温室効果ガス排出量 = 活動量 × 排出係数 × 地球温暖化係数

## 2 「温室効果ガス総排出量」の状況

広域連合の事務及び事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移は、以下のとおりとなっています。



## 第4章 温室効果ガス排出削減目標

基準期間と比較し、温室効果ガスの総排出量を計画期間中に平均5%削減することを目標とします。

基準期間とは、市町村事務実態調査や派遣職員依頼等のための市町村訪問回数と移動距離が年度により大きく異なることから設けるもので、令和元年度～5年度の過去5年度とします。

期 間	温室効果ガス 排出量平均	基準期間比
令和元年度～5年度 (基準期間)	783.5 kg-CO <sub>2</sub>	
令和6年度～10年度 (計画期間)	744.3 kg-CO <sub>2</sub>	△5%

## 第5章 目標設定に向けた取組

温室効果ガス排出削減目標を達成するために、職員一人ひとりが地球温暖化問題に対する意識を持ち、以下の取組を重点的に行うこととします。

## 1 電気使用量の削減

### (1) 照明機器の管理

- ・始業前、終業後及び昼休み中の照明は支障のない範囲で消灯する。
- ・会議室、更衣室、給湯室、トイレ等の照明については利用時間を除き、こまめに消灯する。
- ・効率的な事務処理の推進に努め、時間外勤務の削減を図り、照明点灯時間の短縮に努める。

### (2) O A機器等の管理

- ・離席時や休憩時間等O A機器等を使用しないときは、待機モードまたは電源を切る。
- ・省電力機能が付いている場合は、その機能が使用できるよう設定しておく。
- ・帰宅時にO A機器等の電源が切られていることを確認する。

### (3) 冷暖房機器の管理

- ・クールビズ、ウォームビズを推進し、冷暖房の使用を抑制する。
- ・空調温度の適正化に努める（冷房：概ね28度、暖房：概ね20度）。
- ・空調効果を高めるため、ブラインド、扇風機・サーキュレーター等を活用する。

### (4) その他

- ・エレベーターは近隣階への移動時は使用せず、階段を使う。

## 2 燃料使用量の削減

### (1) 公用車の使用

- ・定期的な点検整備を行う。
- ・相乗りや走行ルート合理化を図り、効率的な使用に努める。
- ・近距離（概ね1 km）での用務には公用車を使用しない。
- ・車両等を購入する際は、できる限り燃料性質に優れた低公害車を導入する。

### (2) エコドライブの実践

- ・不要な荷物を積載しない。
- ・急発進や急加速をしない。
- ・不要な車線変更をしない。
- ・制限速度を遵守する。
- ・駐停車時は、アイドリングストップに努める。

### (3) 冷暖房機器の適正管理

- ・カーエアコン使用時は設定温度の適正化を図る。

### (4) その他

- ・出来る限り徒歩、自転車、公共交通機関による通勤に努める。
- ・給湯室のお湯の無駄遣いをしない。

### 3 水使用量の削減への取組

- ・水の流しっぱなしや、水の出しすぎなどに注意し、節水に努める。

### 4 温室効果ガスを削減させる取組

#### (1) ごみの削減、リサイクル

- ・資源ごみの分別排出を徹底し、リサイクルを推進する。
- ・使用済み封筒、ファイル等の再利用を徹底する。
- ・物品の再利用や修理による長期使用に努める。
- ・使い捨て容器の使用・購入は出来る限り控える。
- ・コピー機やプリンタのトナーカートリッジは、業者による回収を徹底する。
- ・マイ箸、マイコップの利用を奨励する。

#### (2) 環境物品等の購入

- ・物品購入時には、環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品や環境負荷の少ない物品の購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能なものを購入する。
- ・備品、事務用品等は再利用や修理による長期使用に努める。

#### (3) 紙類使用の削減等

- ・両面印刷、複数枚集約印刷を徹底する。
- ・印刷ミスを防ぐため、プレビューの確認を徹底する。
- ・ミスコピー紙や不要紙の裏面を利用する。
- ・文書及び資料の共有化は電子メールや回覧等を活用する。
- ・資料の印刷部数は余剰とならないよう努める。
- ・パンフレット等は、発行回数や発行部数、ページ数などを必要最低限とする。

#### (4) その他

- ・内部資料のカラー印刷は原則禁止とする。
- ・毎週水曜日における定時退庁の一層徹底を図る。
- ・事務所内、書庫等の整理・整頓に努め、清潔に保つ。

## 第6章 計画の推進と進捗状況の公表

### 1 推進体制

本計画は、以下の推進体制により実行するものとします。

#### ①推進責任者（事務局長）

- ・本計画の策定及び見直し
- ・本計画及び毎年の実行状況の公表

②推進担当者（各課長）

- ・所属内の職員に対する総合的な取組の推進
- ・所属内における計画の進捗状況の把握・点検

③事務局（総務課）

- ・事務局内の温室効果ガス排出量を算出し、推進責任者に報告
- ・職員に対する情報提供、周知及び意識啓発
- ・その他実行計画に係る諸事務

④職員

- ・本計画の取組の実行

2 評価・点検・見直し体制

事務局は、温室効果ガス排出量等の実績を算出し、推進担当者は、具体的取組項目の実施状況を点検します。

点検・評価の結果及び社会情勢等を踏まえ、必要に応じて取組項目や目標の見直しを図り、継続的な対策を行うものとします。

3 進捗状況の公表

実行計画の進捗状況は、ホームページ等で毎年公表することとします。